



発行所 秋田県鷹巣町役場 編集発行人 成田仁市

市町村長は三十日

四月地方選挙を統一執行

地方公共団体の議員及び長の選挙期日の臨時特例に関する法律は、第三十一回国会において、昭和三十三年十二月二十三日成立し、同日二十七日法律第八十八号で公布された。この特例法は、本年四月及び五月中に任期満了が予定されている地方公共団体の議員及び長の任期満了に因る選挙の期日を統一するとともに、これらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであります。

その要旨は、次のとおり昭和三十四年四月八日

①期日が統一される選挙 昭和三十四年四月二十一日

②立候補届出期間の特例 昭和三十四年四月三十日

③重復立候補の禁止 四月二十三日

④重復立候補の届出又は推薦 四月二十三日

⑤選挙の期日 四月二十三日

⑥選挙の期日 四月二十三日

⑦選挙の期日 四月二十三日

⑧選挙の期日 四月二十三日

⑨選挙の期日 四月二十三日

⑩選挙の期日 四月二十三日

⑪選挙の期日 四月二十三日

選挙事務運動の防止について 来る四月二十三日及び三十日執行予定の地方選挙並に六月十日上旬執行予定の参事院議員通常選挙をひかえて各地におい、いわゆる事前運動あるいはいざいざ紛らわし行為が相次行われ、ことに憂慮にたえない。

のであつて、政治の公明を促進するに、主権者である国民であるという自覚を涵けることなく、有権者自身

黒沢投票区投票管理者 藤内 六郎 田中投票区投票管理者 小笠原貞一

掛泥投票区投票管理者 高橋 七郎長

鷹巣町選挙区投票管理者 藤内 六郎

鷹巣町選挙区投票管理者 藤内 六郎

投票管理者なきまゝ

四月二十三日執行の県知事

四月二十三日執行の県知事選挙は、選挙の腐敗を招かぬべく、政治の刷新を期すべく、国民の信頼を失はせざるべきである。

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

投票管理者なきまゝ 投票管理者なきまゝ

鷹巣町有権者一覽表 (33, 12, 20 確定)

Table with columns for gender (男, 女), age (計), and location (投票場所). Rows list various districts like 鷹巣第一, 鷹巣第二, etc.

投票は 四月二十三日は県知事選挙及び県議員の選挙の日です。この際、各投票所において交付済みの投票用紙が交付されます。

清い一票明るい政治

事前運動は自粛しよう

昨年の暮、県選挙管理委員会から自治庁選挙局長と県警察本部及び秋田県名をもつて全国都道府県選挙区地方検察庁と、選挙事務運動管理委員会委員長宛宛次のごとく表示されています。

望いたす旨発表されました。各都道府県選挙管理委員会にお伝えしたとおりですが、委員長殿

望いたす旨発表されました。各都道府県選挙管理委員会にお伝えしたとおりですが、委員長殿

望いたす旨発表されました。各都道府県選挙管理委員会にお伝えしたとおりですが、委員長殿

望いたす旨発表されました。各都道府県選挙管理委員会にお伝えしたとおりですが、委員長殿

望いたす旨発表されました。各都道府県選挙管理委員会にお伝えしたとおりですが、委員長殿

望いたす旨発表されました。各都道府県選挙管理委員会にお伝えしたとおりですが、委員長殿

望いたす旨発表されました。各都道府県選挙管理委員会にお伝えしたとおりですが、委員長殿

のしおり を犯さぬよう

選挙運動は、自由に行われることが理想ですが、完全自由にしてしまつて金のある人が有利になり、公平な明るい選挙が行われなくなつてしまつて、真に有権者の意志を代表する人々がかえつて選ばれなくなつてしまふ恐れもあるわけです。そこで金のかからない公正な選挙を実現するために各種の制限が設けられております。

選挙運動に関する制限として、①時期に関する制限、②方法に関する制限、③方法に関する制限、④四つに分けられます。以下これらについて、問答式により解説いたしますから参考にして下さい。

選挙運動とは

問 選挙運動とはどんな行為のことですか。

答 「特定の選挙につき特定の候補者の当選を目的として投票を得、または得させるため、直接または間接に必要かつ有利ないつさの行為をいう」と定義されております。これを分けて考えてみますと

①選挙運動は、自己または他人を当選せよとするものが窮極の目的であり、この目的のないものは選挙運動とはいへません。

②選挙運動は、特定の選挙について行われる行為です。

③選挙運動は、直接であるとか間接であるかを問はず選挙人に対して働きかける行為のことになります。

④選挙運動は、自己または他人を当選せよとするものが窮極の目的であり、この目的のないものは選挙運動とはいへません。

⑤選挙運動は、特定の選挙について行われる行為です。

⑥選挙運動は、直接であるとか間接であるかを問はず選挙人に対して働きかける行為のことになります。

事前運動

問 事前運動とはどんな行為のことですか。

答 立候補の届出の前に行われる行為です。選挙運動は法第二十九条の規定により禁止されております。

問 立候補すると認められる者が、氏名を表示した前運動となりますか。

答 その者が立候補の意志が、かつ投票獲得の意志が、あると認められる場合は事前運動となります。

問 立候補を志したものが立候補届出前において個々の選挙人に対し面接し、よくしく頼むと依頼することはどうですか。

答 事前運動となります。

問 選挙運動はいつからですか。

答 選挙運動はいつからか、いつから設置するかどうかは、選挙運動の届出がなされた後にはじめて選挙運動をすることができるとされています。

問 選挙の当日も選挙運動は許されますか。

答 選挙の当日も許され、立候補の届出を行つてから

選挙事務所

問 選挙事務所とは何ですか。

答 選挙運動に関する事務を取り扱ういささいの場所の設備をいいます。

問 選挙事務所は公職の候補者一人につき何箇設けられますか。

答 地方公共団体の職員又は市町村長の選挙にあつては一箇所設置することができます。

問 選挙事務所を設置するに当たっては、何の注意を要しますか。

答 公職の候補者またはその推薦届出者が設置することになります。

問 選挙の当日も選挙運動は許されますか。

答 選挙の当日も許され、立候補の届出を行つてから

戸別訪問

問 戸別訪問とは何ですか。

答 投票を得たり、もしし得たりするために計画的にまたは連続して戸別に選挙人の住居等を訪問することを行います。

問 工場、会社、官署等に訪問することは許されますか。

答 それも戸別訪問とし

選挙運動のできない者

問 投票立会人、開票立会人、選挙立会人は選挙運動をすることができますか。

答 選挙立会人は選挙運動をすることができます。

問 国家公務員、地方公務員は、選挙運動をすることができますか。

答 一般職の国家公務員及び地方公務員は、その属する地方公共団体の区域内において選挙運動をすることができません。

問 教育者は選挙運動をすることができますか。

答 教育者は選挙運動をすることができません。

問 未成年者は選挙運動をすることができますか。

答 未成年者は選挙運動をすることができません。

問 選挙運動員は、労働者の菓子や湯茶をさへい程度まで提供することができますか。

答 選挙運動員は、労働者の菓子や湯茶をさへい程度まで提供することができます。

問 選挙運動員は、酒を提供することができますか。

答 選挙運動員は、酒を提供することはできません。

問 選挙運動員は、飲食物を提供することができますか。

答 選挙運動員は、飲食物を提供することができます。

問 選挙運動員は、連呼行為をすることができますか。

答 選挙運動員は、連呼行為をすることができます。

問 選挙運動員は、自動車の使用をすることができますか。

答 選挙運動員は、自動車の使用をすることができます。

選挙運動の要点 (抜萃)

区分	内容	関係条文
選挙運動の期間	公職の候補者の届出があつた日から当該選挙の期日の前日まで	法二九条
選挙運動の設置及び届出	1 公職の候補者又はその推薦届出者でなければ当該選挙につき選挙事務所を設置することができない。 2 選挙事務所を設置したときは当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会に届出なければならぬ。 3 選挙事務所は、選挙運動があつたときも届出なければならない。	法一三〇条
選挙当日の選挙事務所の制限	地方公共団体の議会の議員又は市町村長の選挙における選挙事務所は候補者一人につき一箇所とする。 選挙の当日においても、当該投票所を設けた場所の入口から三〇メートル以内の区域に限り、選挙事務所を設置することができる。教育者は学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。	法一三二条
未成者の選挙運動の禁止	1 年令満二十歳未満の者は選挙運動をすることができない。 2 年令満二十歳未満の者を使用して選挙運動をすることができない。	法一三七条
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止	選挙権及び被選挙権を有しない者(法二五二条)は選挙運動をすることができない。何人も選挙にない目的をもつて戸別訪問をすることができない。	法一三七条
戸別訪問	何人も選挙にない目的をもつて戸別訪問をすることができない。	法一三八条
署名運動の禁止	何人も選挙にない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることができない。	法一三八条
飲食物の提供禁止	1 何人も選挙運動に際し、飲食物を提供すること(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く)をすることができない。 2 選挙運動に従事する者、又は候補者に対し候補者一人につき当該選挙の選挙運動の期間内の一食につき五百円、一日につき三百円の範囲内、食当り十五分四十五分食費まで選挙事務所において食事する等に提供することについてはこの限りでない。	法一三九条
気勢を張る行為の禁止	何人も選挙運動のため自動車を連れ、又は隊伍を組んで往來する等によつて気勢を張る行為をすることができない。	法一四〇条
連呼行為の禁止	何人も選挙運動のため、連呼行為をすることができない。	法一四〇条
自動車の使用	1 選挙運動のために使用される自動車、拡声器は候補者一人につき、左の規定以外は使用することができない。 一、町長選挙、自動車一台(小型自動車) 二、町議選挙、拡声器一揃	法一四一条

